

## 大正区区政会議傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大正区区政会議運営要綱第6条第1項第3号に基づき大正区区政会議(以下「区政会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は20名とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、区役所担当者の指示を受けて会場に入場するものとする。

3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

### (傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、区長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

### (違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

### (準用規定)

第5条 前2条の規定は部会に準用する。

### (雑則)

第6条 この要領に定めのない事項については、区長が定める。

### 附則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 大正区区政会議傍聴要領(平成23年7月12日区長決裁)は廃止する。